

<成年後見制度利用促進法の解説——16年5月13日施行>

認知症や障害がある高齢者や障害者で、判断能力にハンディがある人の権利や財産を守るのが成年後見制度です。この制度の利用を促進する法律（成年後見制度利用促進法）が、昨年5月の通常国会で成立し、法に基き内閣府に「成年後見制度利用促進委員会」が設けられ、議論が進められています。12月20日には計画原案が纏められ発表されました。

いのくらネット代表理事の山岸俊昭が、この法を解説します。

誰のための利用促進か？——見守り重視、財産管理から転換

2000年4月の護保険制度のスタートと同時に、成年後見制度もスタートしました。これは明治以来の禁治産制度に対する長年の批判を受けて生れたものです。後見人には被後見人の意思を尊重する義務が法律で定められていますが、判断能力にハンディがある人の意思をどう尊重するのか、現行制度には何も定まってはいるものはありません。

後見人が認知症や障害の特性を理解しておらず、たとえ本人の意思に反する判断をした場合でも、誰もチェックはできません。岐阜県で本人の妹が良かれと思って後見人に依頼し、後見人が突然施設を訪問し、遠く離れた場所へ引っ越しざるを得ないケースも発生しました。財産流用などの不正が発覚しない限り、後見人を代えたり、制度の利用を止めたりすることも事実上できません。大阪市東住吉区で「浪費？」が理由で補助人が選任されたケースでも、「私は裁判所から選任されました。」と言うばかりです。

現実には逆のことが、むしろ起こっています。施設に入所するために後見人を付ける人は少なくはありません。自由やプライバシーのない施設でずっと暮らし続ける、そのこと自体が実は人権侵害だと考えられるようになり、欧米では当たり前の考え方です。

昨年改正された「障害者総合支援法」には、本人の意思決定支援の必要性が明記されています。しかし認知症の本人は、意思を伝えることには大変な困難が伴います。ここが肝心の所です。

チーム力で後見をサポート、相談機能の充実を！

原案では市町村に対し、相談機能の充実を求めており、今後はこれが成年後見制度の中核組織となることが期待されています。後見人だけではなく、親族や福祉、地域の関係者等がチームとなって本人を支援することも進めていきます。複数の目が見守り、きめ細かな対応をすることによって、財産流用などの不正防止にも大きく役立っていきます。

各地で成年後見センターが組織されており、多くは地域の社会福祉協議会が中核となって運営されています。がしかし、その多くが後見人の担い手に苦慮しており、弁護士、司法書士、社会福祉士の後見人は慢性的に不足しています。大阪、東京、愛知、千葉などではいわゆる市民後見人の養成に取り組んでおり、全国160の自治体で1万人が養成され、大阪市では既に10年の歴史があります。しかし、有償か無償かなど、地域によって事情は大きく異なっています。私たちいのくらネットもNPO成年後見人養成講座と銘打って養成講座に取組み、3回を数え昨年は16人が修了し、有償ボランティアとして実践しています。

増加する高齢者虐待、虐待防止法の徹底を！

昨年7月に起こった障害者施設「津久井やまゆり園」虐待事件は、被害者の人数の多さ、抵抗できな



山岸代表理事

い被害者の刺殺、加害者が元施設職員であった点等から世間の耳目を集めました。高齢者には高齢者の、障害者には障害者の、それぞれに虐待防止法があるにも拘わらずです。これらの法律は、制定時期は異なりますが、目的等はほぼ同じ内容です。12年度には約1万5千件が把握されていました。

しかし残念なことに、市町村・地域包括センターへの通報義務が課せられているにも拘わらず、高齢者虐待は年々増加しているのが実状です。虐待は、身体的、介護・世話の放置・放任、心理的、性的、経済的と5区分されており、中でも認知症の方は半数を占めています。

東京都北区のWクリニックで医師による身体拘束が、15年2月に明るみに出ました。医師だったら‘やむをえず本人のため’拘束は許されるのか、大いに疑問です。虐待を受けている高齢者、虐待をしている介護者双方共に、虐待の自覚がないという場合もあります。

何が必要なのでしょうか？飲酒撲滅には厳罰化は世間の流れとも言えますが、そんなことも考えるべきなののでしょうか？

後絶たぬ不正流用、防止へ「成年後見制度支援信託」の拡充を！

後見人等の不正流用は、最高裁による調査が始まった10年以降も右肩上がりに伸び、14年度には遂に件数で831件、被害総額で56億7千万円にも揚がりました。もちろん弁護士や司法書士などの専門職でも不正は後を絶ちませんでした。成年後見制度のスタート当初は、親族が後見人になるケースがほとんどでした、これにはメリットとデメリットもあり、その一つが後見人による本人の財産の使い込みです。

12年から始まった「成年後見制度支援信託」が、歯止めになるのではと注目されています。15年度は件数で4割減、被害額も29億7千万円と5割近く減りました。本人の財産の内、日常的に支払いに充てる分は後見人が管理し、残余は信託銀行などに信託することで、後見人の財産横領を防止しようというものです。信託財産を払い戻したり、解約したりするには家裁の指示書が必要になります。14、15年と飛躍的に伸びていますが、対象が大手信託銀行であったり、本人の財産が金銭に限られていたりとか制約があり、1千万円以上の預貯金がある場合に限られます。しかし、大変便利な仕組みであることは間違いありません。

高齢者にとって利用しやすい制度は何なのか、まだまだ議論が必要です。

家裁の付属機関・第三者委員会の設立を！

厚労省の調査によると12年の認知症患者は462万人に昇り、25年には700万人になると推計しています。また制度スタート以来の利用総件数は、未だ20万を超えておらず、利用は低調だと言えます。これが昨年、「成年後見制度利用促進法」の制定となった主因です。要するに制度を所管する家裁はパンク状態なのです。マンパワーや予算の拡充で事足れるという問題ではありません。

今後は、政府・各都府県・各市町村と重層的に構成する利用促進委員会のどんな動きをするのか、そのことが重要になってきます。

3つの基本理念を明確に掲げています。①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上の保護の重視、の3本柱です。更に、「地域の需要に応じた利用の促進」、後見人（市民）となる人材確保は、重要な要素となるでしょう。地域には色んな得意分野を持った様々な人材が存在し生活しています。

成年後見をめぐる家裁の仕事は何か、もっと他に任すことはできないのか、真剣に議論することによって利用は促進されるはずではないでしょうか。行政書士は、司法書士と並んで社会の別の分野の専門家です。こうした職種は、他にも多く存在するはずで、家裁は後見審判を専門に受け持ち、後見申入れ、後見人（市民）養成事業など、その他は第三者委員会で受け持つのも一つです。

おめでとうございます！本年もよろしく願いいたします。

私たちは元気なシニアの応援を待っています